

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）算定支援業務委託仕様書

1 業務の目的

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）（以下「交付金」という。）は、結核性疾患及び精神疾患の疾患に係る医療費の割合が高い市町村に対し一定割合の金額が交付される国の制度であり、当該交付金の交付が見込まれる市町村は、各被保険者の全レセプトについて、国の基準に基づき交付申請額を算定の上、申請している。

このため、市町村の正確な交付金算定を支援するとともに、事務負担の軽減を図るため、県が一括して全市町村を対象としたデータ処理を専門業者に委託する。

2 業務の名称

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）算定支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務委託の内容

県から依頼を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が提供する市町村のレセプトデータをもとに、国の交付金算定基準に基づき機械的に抽出の上、点数及び金額計算を行い、県が指定するスケジュールに沿って9の成果物を納品する。

交付金の申請に必要な過誤等の差引（確定情報との突合）及び償還等高額療養費の反映に係る各市町村における支給額の調査支援は、受託者にて行うこと。

なお、これらの交付金の申請に必要な各種作業は、各市町村においても受託者と同様に実施できるように考慮されたデータ形式で県に納品すること。

また、各市町村が交付額を算定するのに必要な次の作業の支援も本委託業務に含むものとする。

- (1) 県が実施する当該年度の調整交付金変更申請事前ヒアリングの準備支援
- (2) (1) に向けたレセプトのサンプリングと解説資料の作成
- (3) 交付金の申請に関する市町村からの問合せに係る受付対応及び支援
- (4) その他、当該業務に係る情報提供及び必要に応じた支援

5 委託料

委託料の内訳には、以下の項目を記載すること。

- (1) 基本料金
処理するレセプトデータ件数に関わらず発生する基本的な料金。
- (2) 従量料金
処理するレセプトデータ件数に応じて発生する料金。

(3) 従量料金単価

(2)の算定に使用するレセプトデータ1件あたりの単価。

6 業務スケジュール

業務スケジュール（予定）は下表のとおり。受託者は、下表を参考に、詳細な業務スケジュールを作成すること。なお、下表の事前申請に係る業務（作業項目4～6）は、厚生労働省からの指示がなく、申請が不要である場合は省略する。

作業項目	担当								令和8年		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 受託者選定・契約	宮崎県	←→									
2 トライアル対応	受託者		←→								
3 対象保険者検討	宮崎県			←→							
4 事前申請データ準備	宮崎県				←→						
5 事前申請レセプト分析	受託者					←→					
6 事前申請報告業務	市町村						←→				
7 市町村把握データの整理	市町村							←→			
8 本申請データ準備	宮崎県							←→			
9 本申請レセプト分析	受託者								←→		
10 市町村把握データの反映	受託者								←→		
11 本申請報告業務	市町村									←→	
12 問合せ対応	受託者										→

7 提供レセプトデータ

本委託業務にあたり、国保連が受託者に提供するレセプトデータは次のとおり。

(1) レセプトの種類（例）

ア) 医科レセプト（21_RECODEINFO_MED.csv, 21KDBINFO_MED.csv）

イ) DPCレセプト（22_RECODEINFO_DPC.csv, 22KDBINFO_DPC.csv）

ウ) 調剤レセプト（24_RECODEINFO_PHA.csv, 24KDBINFO_PHA.csv）

※ それぞれ、県外保険医療機関受診分のレセプトも含む。

(2) 対象疾病

社会保険表章用119項目疾病分類表の、

大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類0102（結核）及び

大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類0501～0507

(3) 対象診療年月

令和7年1月審査分～令和7年12月審査分

ただし、高額療養費の支給に係るレセプトについて、令和6年12月審査分のレセプ

トデータの調査を行う場合、当該費用は委託料に含めることとする。

(4) 提供レセプトデータ件数

約 4,050,000 件

※ レセプトデータ件数は、県内全市町村の令和元年 1 月審査分～令和元年 12 月審査分及び令和 2 年 1 月審査分～令和 2 年 12 月審査分のレセプト数を参考に算出した見込みの数。

8 受託者に提供するその他のデータ

(1) 確定情報 (KD_IF317. *****.csv)

(2) 財政調整交付金様式 24 作成のための各種数値

(3) 保険者把握情報

ア) 交付金申請対象外としないといけない情報

- ・ 不当利得、第三者行為、退職振替、その他

イ) 交付金申請額の追加情報

- ・ 償還高額療養費

ウ) 福祉医療（地方単独事業）に関する情報

- ・ レセプトに記載する交付負担者番号の情報
- ・ 適用する調整率
- ・ レセプト以外での請求で減額調整が必要なレセプトに関する情報

9 成果物の納品

成果物は次のとおり。なお、納品の際は成果物のデータを県全体分を 1 部、市町村毎に整理し、CD-R 等の電子媒体に格納すること。

(1) 申請対象に該当するレセプトデータ（事前申請分）

※ 厚生労働省から報告指示がない場合は省略する。

(2) 申請対象に該当するレセプトデータ（本申請分）

(3) レセプトの判定基準や交付予定額等を記載した実施報告書

10 セキュリティ

本委託業務に使用するレセプトデータは重要な個人情報であるため、その取扱いには万全なセキュリティ対策を講じること。特に、次の事項に留意すること。

(1) レセプトデータの取扱い

- ・ レセプトデータを国保連から受託者へ提供する際に使用する、データ匿名化・暗号化ツールを提供すること。
- ・ 提供するレセプトデータは慎重に取り扱い、本県の要請によらない持ち出し等は禁止する。
- ・ 委託契約終了後のレセプトデータは、受託者の責任において、適切かつ完全に

消去すること。

(2) 機密保持

受託者は、当該業務において知り得た機密性の高い情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者へ開示若しくは漏洩してはならない。万一、漏洩、盗用等セキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、速やかに当県に報告し、双方で対応策を協議の上、対応すること。

(3) データの授受

受託者は、国保連から受託者へのレセプトデータ等の提供に際し、セキュリティを考慮した方法を提案する。

データの授受は、郵送等は用いず、原則として県又は国保連にて手渡しにて行う。手渡し後の作業場所までの運搬に際しても、セキュリティを考慮した上で行うこと。

1 1 個人情報保護

本業務委託に係る個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

1 2 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (2) 本事業終了の日の翌日から5年間は、県から受託者に照会を行った場合、無償で対応すること。
- (3) その他、当該交付金算定に係る県及び市町村の業務効率化に寄与する機能等があれば、委託料上限の範囲で積極的に追加提案すること。